20年度の代表保険者は社会保険事務局

府医療保険者協議会



府医療保険者協議会は、12月20日、府国保連合会で開催された。

片田会長の議事進行により、事務局から、集合契約に係る代表保険者の選出について協議され、社会保険事務局が平成20年度の代表保険者になり、20年度以降の代表保険者は、輪番制とし、社会保険事務局、健康保険組合、地方公務員共済組合、国民健康保険組合の順で承認された。

そのあと、集合契約に係る代表保険者等の主な任務分担、特定健診・保健指導に関する 企画・技術研修会の結果報告について、京都府からは、京都府保健医療計画(中間案)に ついて報告があった。

初めての集合契約であり、想定外の事務が出てくると思われるが、そのたびに作業部会 を開き、協議・協力して進めていくことを決めた。